

広島県告示第七百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第八百七十七号で認可した本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 施行者の名称

三原市

二 都市計画事業の種類及び名称

本郷都市計画下水道事業本郷公共下水道

三 事業施行期間

平成三年五月三十日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十九年広島県告示第八百七十七号の事業地のうち、三原市本郷町本郷を削除し、本郷南二丁目及び本郷南五丁目を追加する。

使用の部分

平成十九年広島県告示第八百七十七号の事業地のうち、三原市本郷町本郷を削除し、本郷南二丁目、本郷南三丁目、本郷南四丁目、本郷南五丁目、本郷南六丁目、本郷南七丁目、本郷北三丁目及び本郷北四丁目を追加し、同事業地のうち、本郷町善入寺の事業地を変更する。